

# 令和2年分 相続税の申告事績の概要

---

令和3年12月  
広島国税局

## I 令和2年分における相続税の申告事績の概要

## II 参考計表

- 被相続人数の推移
- 課税割合の推移
- 相続税の課税価格及び税額の推移
- 相続財産の金額の推移
- 相続財産の金額の構成比の推移

# I 令和2年分における相続税の申告事績の概要

令和2年分における被相続人数（死亡者数）は87,190人（前年対比97.3%）でした。  
 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は6,300人（同101.3%）で、その課税価格の総額は7,109億円（同100.9%）、申告税額の総額は690億円（同93.1%）でした。

## ○ 相続税の申告事績

項目		年分等		対前年比
		令和元年分 <sup>(注1)</sup>	令和2年分 <sup>(注1)</sup>	
①	被相続人数（死亡者数） <sup>(注2)</sup>	89,577人	87,190人	97.3%
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 1,323 6,220人	外 1,296 6,300人	外 98.0 101.3%
③	課税割合（②/①）	6.9%	7.2%	0.3ポイント
④	相続税の納税者である相続人数	13,206人	13,351人	101.1%
⑤	課税価格 <sup>(注3)</sup>	外 731 7,046億円	外 725 7,109億円	外 99.2 100.9%
⑥	税額	741億円	690億円	93.1%
⑦	1 被相続人相当たり人	外 5,525 11,328万円	外 5,594 11,284万円	外 101.2 99.6%
⑧	税額（⑥/②）	1,191万円	1,095万円	91.9%

(注)1 令和元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日（※）までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和3年11月1日となる。

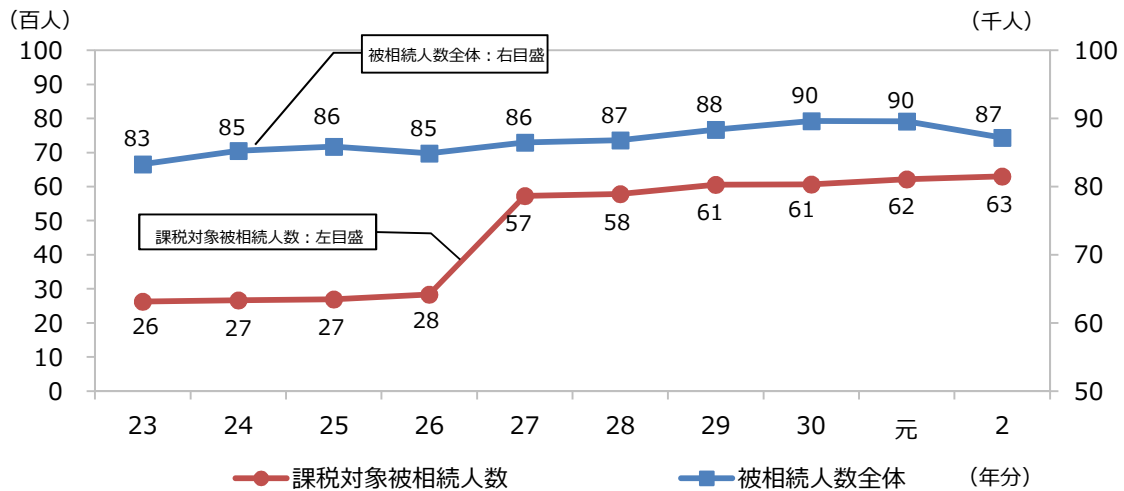
2 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

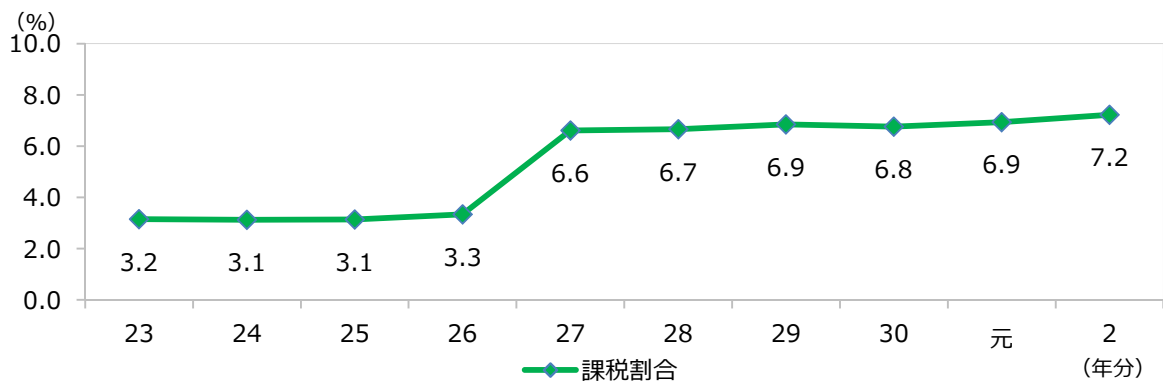
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## Ⅱ 参考計表

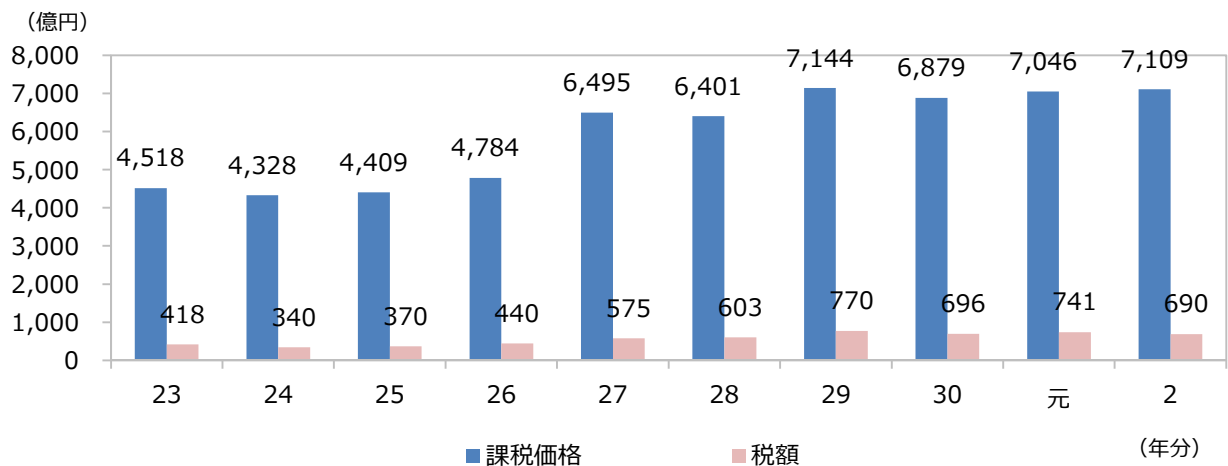
### 1 被相続人数の推移



### 2 課税割合の推移



### 3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の数値は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

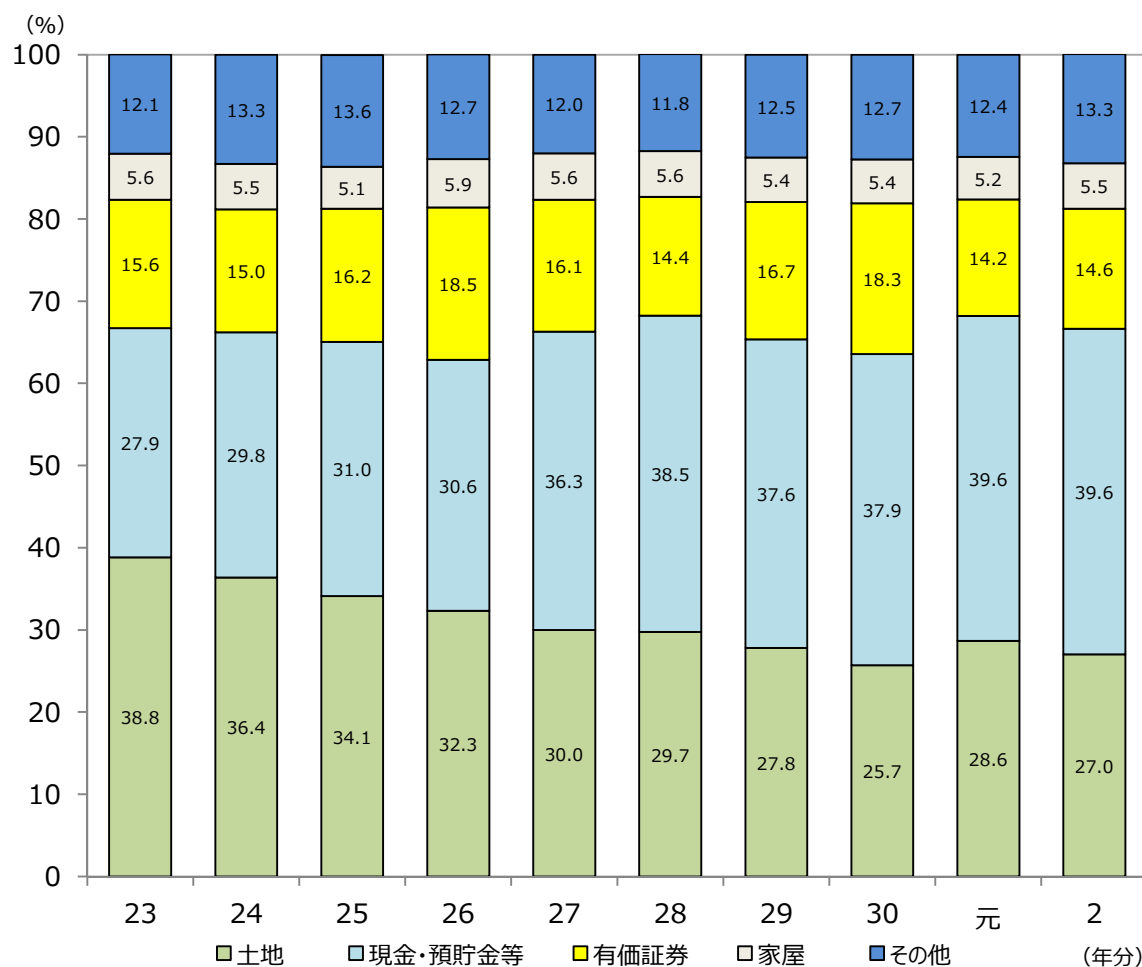
## 4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成23年	1,865	269	751	1,341	580	4,805
24	1,685	255	693	1,382	616	4,631
25	1,581	237	751	1,435	633	4,636
26	1,637	298	940	1,549	645	5,068
27	2,045	384	1,095	2,475	820	6,819
28	2,012	379	977	2,604	793	6,765
29	2,096	409	1,258	2,830	943	7,536
30	1,870	390	1,335	2,758	928	7,281
令和元年	2,115	383	1,046	2,921	919	7,384
2	2,020	413	1,094	2,956	992	7,475

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

## 5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

# 令和2年分 相続税の申告事績の概要

---

## (県別計表)

令和3年12月

広島国税局

### I 令和2年分における相続税の申告事績の概要

### II 参考計表

- 1 被相続人数の推移
- 2 課税割合の推移
- 3 相続税の課税価格及び税額の推移
- 4 相続財産の金額の推移
- 5 相続財産の金額の構成比の推移

# I 令和2年分における相続税の申告事績の概要

## 【鳥取県】

### ○ 相続税の申告事績

項目		年分等		対前年比
		(注1) 令和元年分	(注1) 令和2年分	
①	(注2) 被相続人数(死亡者数)	人 7,605	人 7,096	% 93.3
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 66 383	人 外 60 352	% 外 90.9 91.9
③	課税割合 (②/①)	% 5.0	% 5.0	ポイント 0.0
④	相続税の納税者である相続人数	人 823	人 733	% 89.1
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 37 427	億円 外 34 361	% 外 91.9 84.5
⑥	税額	億円 35	億円 29	% 82.9
⑦	1 被 人 相 当 続 た り ⑧ 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	(注3) 課税価格 (⑤/②)	%
		万円 外 5,606 11,149	万円 外 5,667 10,256	% 外 101.1 92.0
		税額 (⑥/②)	税額 (⑥/②)	%
		万円 914	万円 824	% 90.2

(注)1 令和元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和3年11月1日となる。

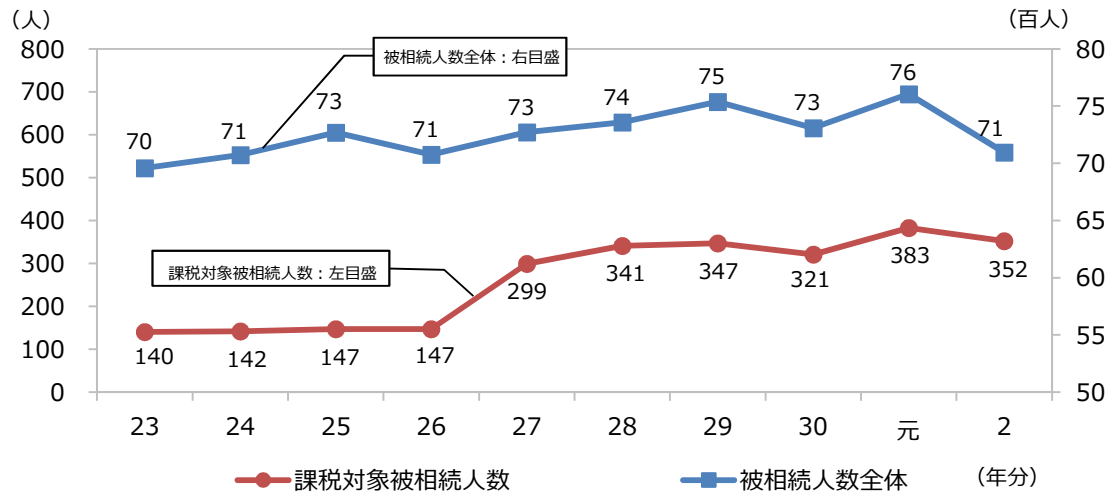
2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

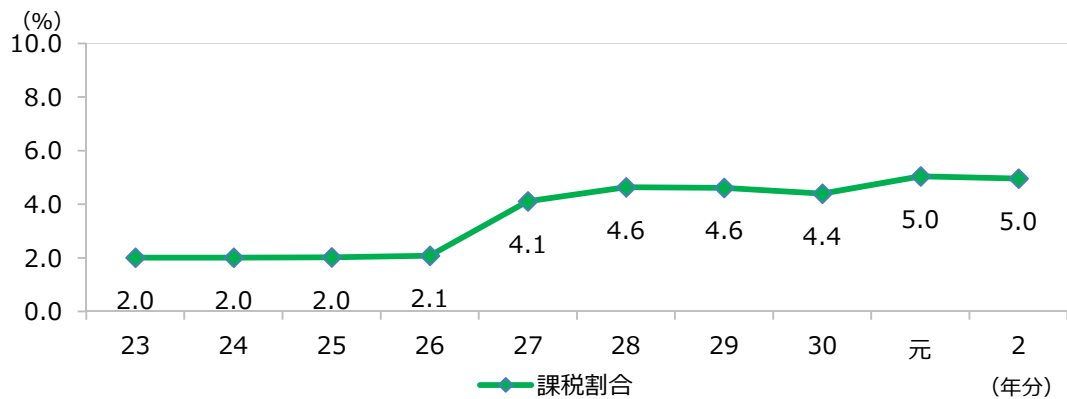
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## Ⅱ 参考計表

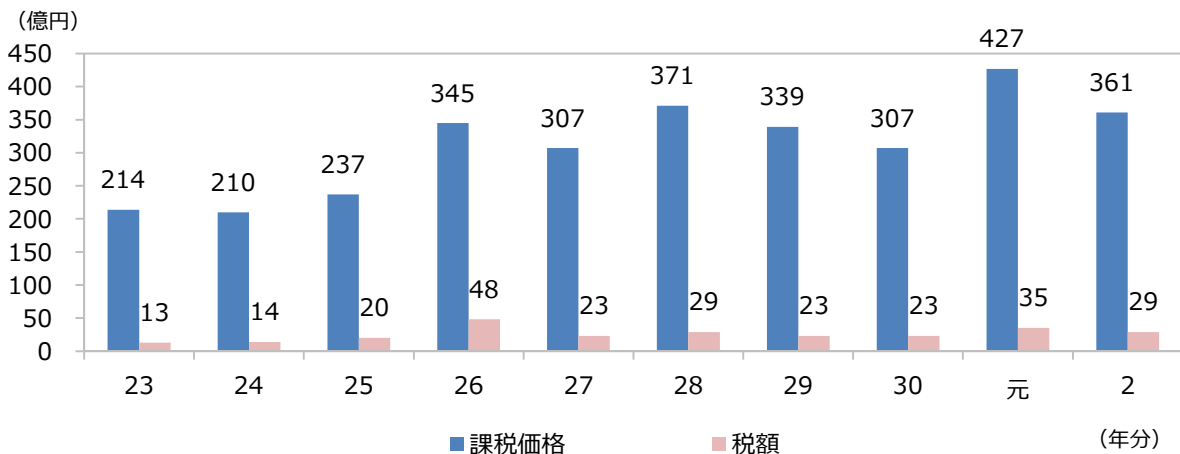
### 1 被相続人数の推移



### 2 課税割合の推移



### 3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

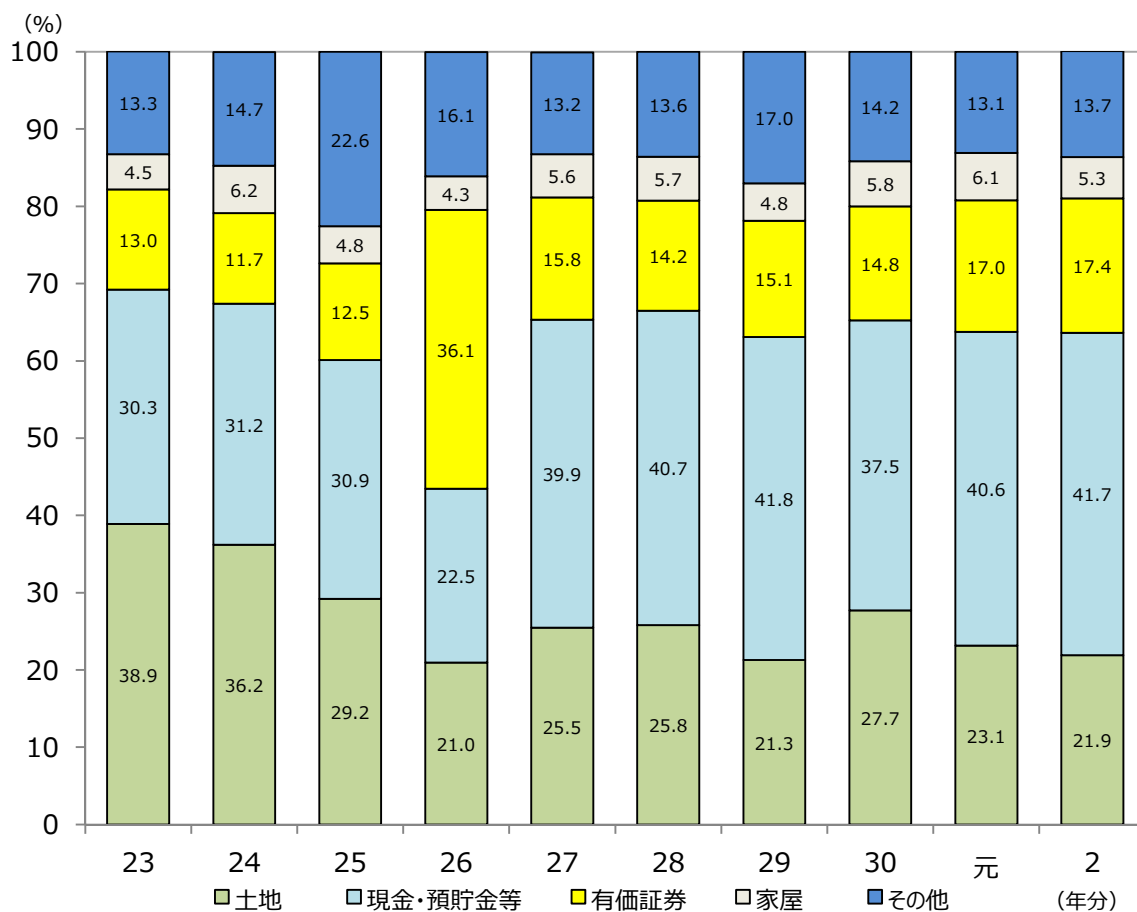
## 4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

年分	項目	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成23年		86	10	29	67	29	220
24		83	14	27	71	33	228
25		72	12	31	76	55	245
26		77	16	133	83	60	369
27		83	18	52	130	43	326
28		102	22	56	160	54	394
29		75	17	53	147	60	352
30		90	19	48	122	46	325
令和元年		106	28	78	186	60	458
2		82	20	65	156	51	374

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

## 5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。



# I 令和2年分における相続税の申告事績の概要

## 【島根県】

### ○ 相続税の申告事績

項目		年分等		対前年比
		(注1) 令和元年分	(注1) 令和2年分	
①	(注2) 被相続人数(死亡者数)	人 9,710	人 9,585	% 98.7
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 108 445	人 外 90 452	% 外 83.3 101.6
③	課税割合 (②/①)	% 4.6	% 4.7	ポイント 0.1
④	相続税の納税者である相続人数	人 939	人 974	% 103.7
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 60 456	億円 外 51 501	% 外 85.0 109.9
⑥	税額	億円 37	億円 52	% 140.5
⑦	1 被 人 相 当 続 た り ⑧ 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 万円 外 5,556 10,247	万円 外 5,667 11,084	% 外 102.0 108.2
		税額 (⑥/②) 万円 831	万円 1,150	% 138.4

(注)1 令和元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和3年11月1日となる。

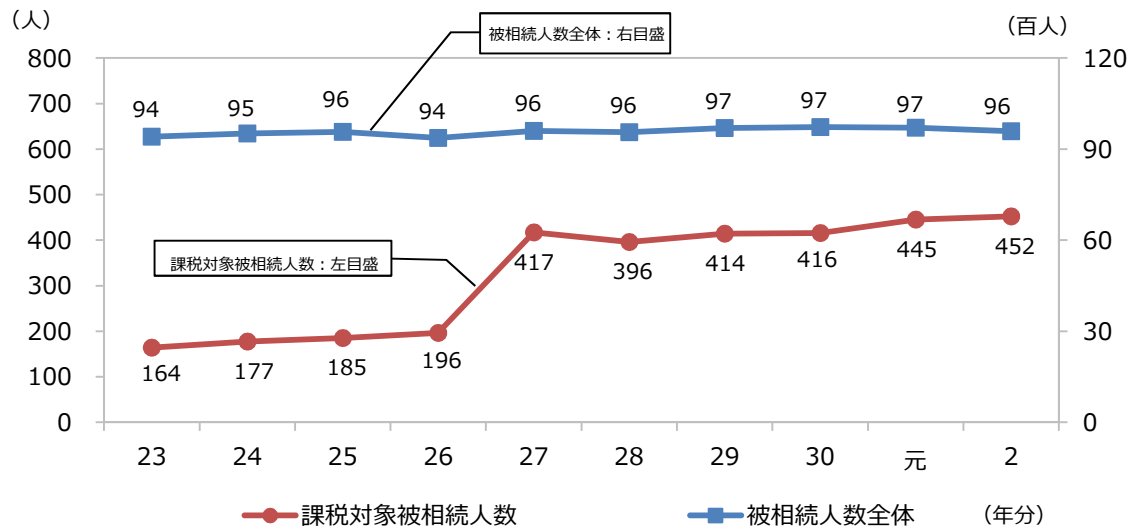
2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

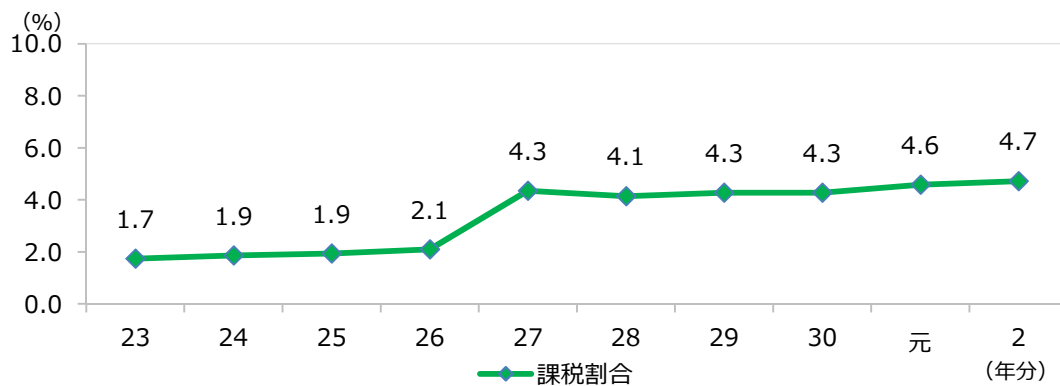
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## Ⅱ 参考計表

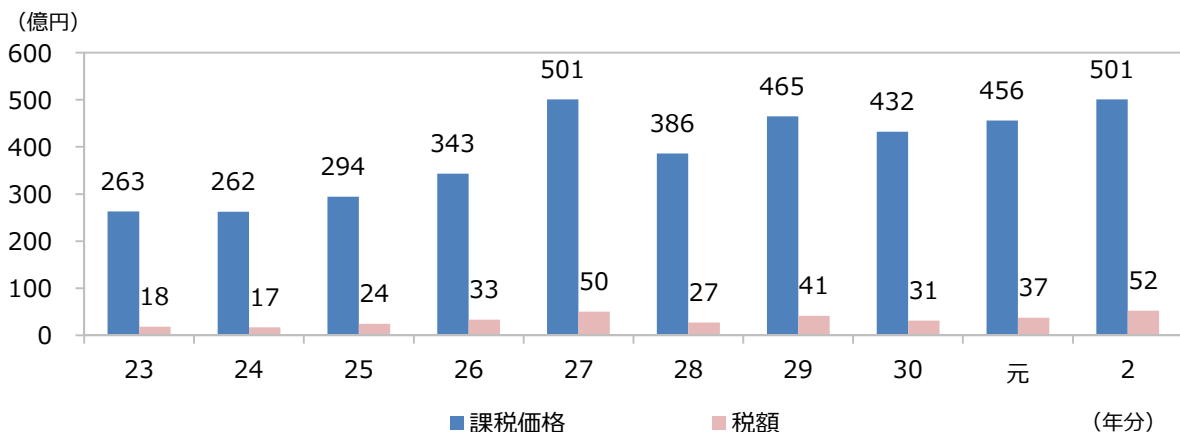
### 1 被相続人数の推移



### 2 課税割合の推移



### 3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の数値は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

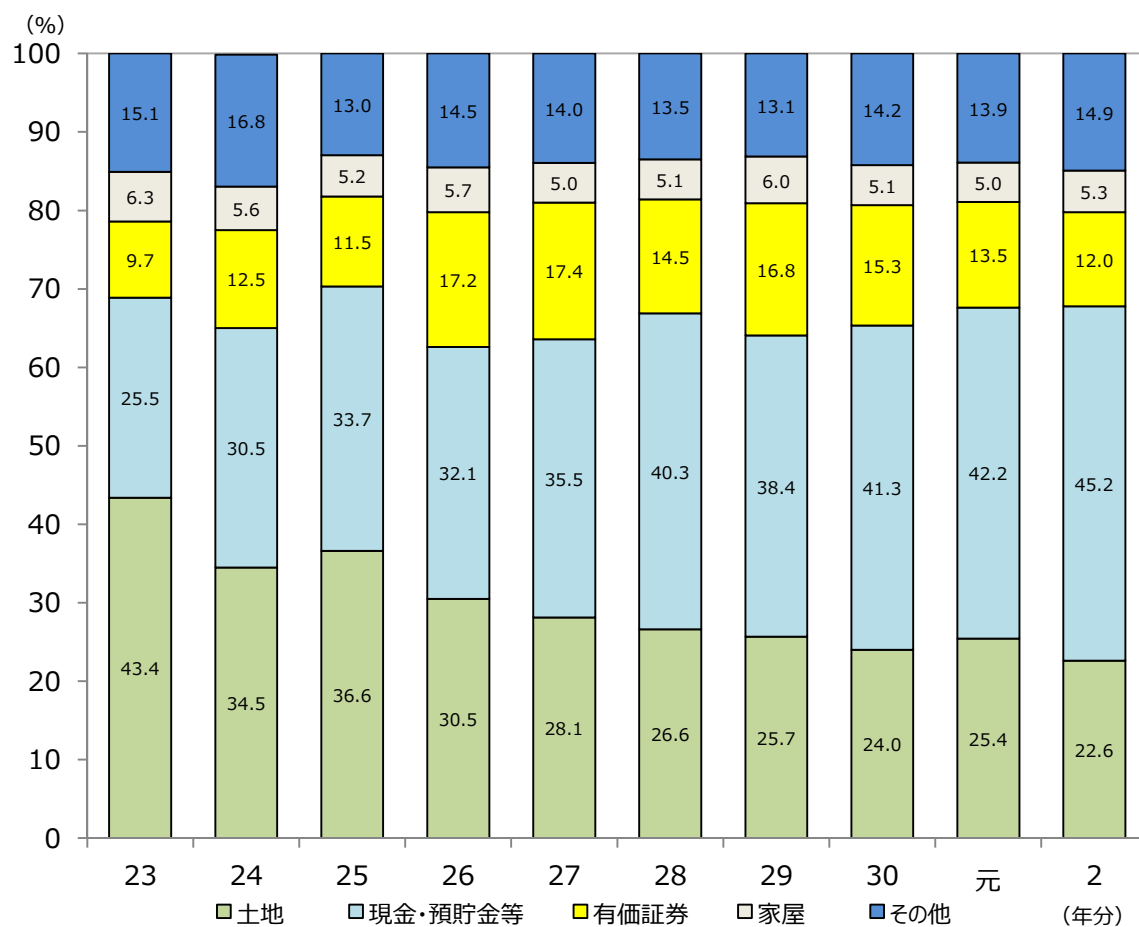
## 4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

年分	項目	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成23年		123	18	27	72	43	283
24		93	15	34	82	45	270
25		112	16	35	103	40	305
26		108	20	61	114	52	355
27		145	26	90	183	72	516
28		106	20	57	160	54	397
29		125	29	82	187	64	487
30		108	23	69	186	64	450
令和元年		117	23	62	194	64	460
2		115	27	61	230	76	509

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

## 5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

# I 令和2年分における相続税の申告事績の概要

## 【岡山県】

### ○ 相続税の申告事績

項目		年分等		対前年比
		(注1) 令和元年分	(注1) 令和2年分	
①	(注2) 被相続人数(死亡者数)	人 21,944	人 21,788	% 99.3
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 321 1,596	人 外 316 1,576	% 外 98.4 98.7
③	課税割合 (②/①)	% 7.3	% 7.2	ポイント ▲0.1
④	相続税の納税者である相続人数	人 3,465	人 3,408	% 98.4
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 176 1,814	億円 外 179 1,793	% 外 101.7 98.8
⑥	税額	億円 188	億円 174	% 92.6
⑦	1 被 人 相 当 続 た り ⑧ 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 万円 外 5,483 11,366	万円 外 5,665 11,377	% 外 103.3 100.1
		税額 (⑥/②) 万円 1,178	万円 1,104	% 93.7

(注)1 令和元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和3年11月1日となる。

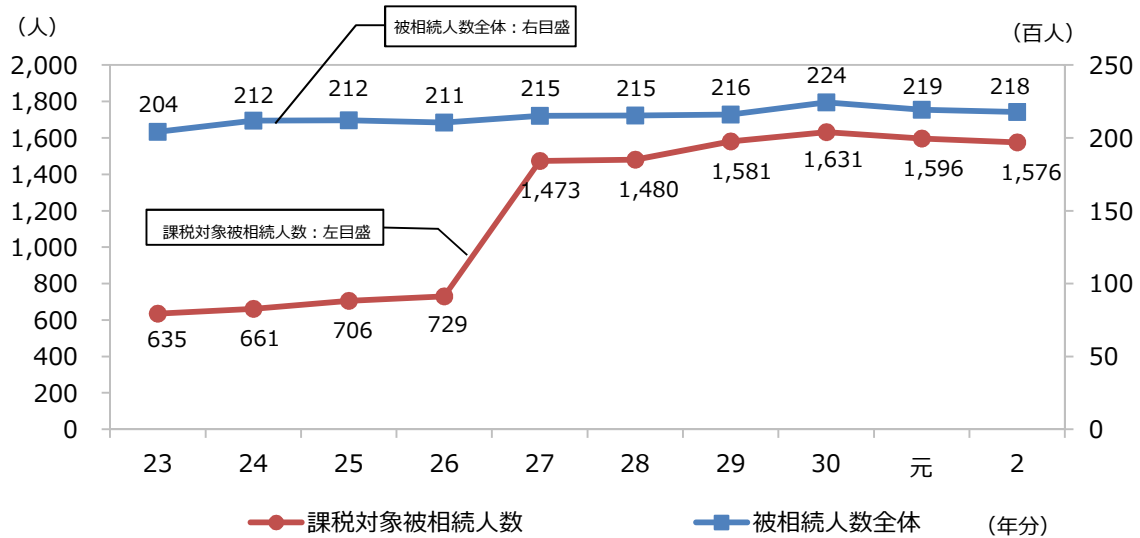
2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

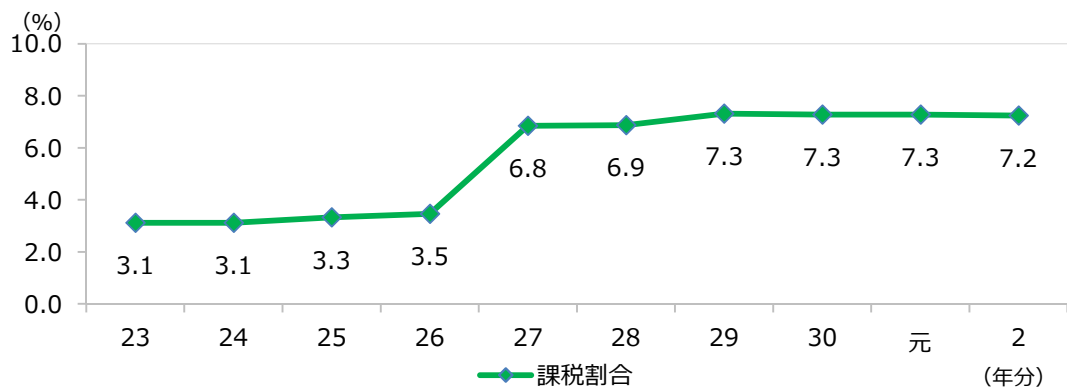
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## Ⅱ 参考計表

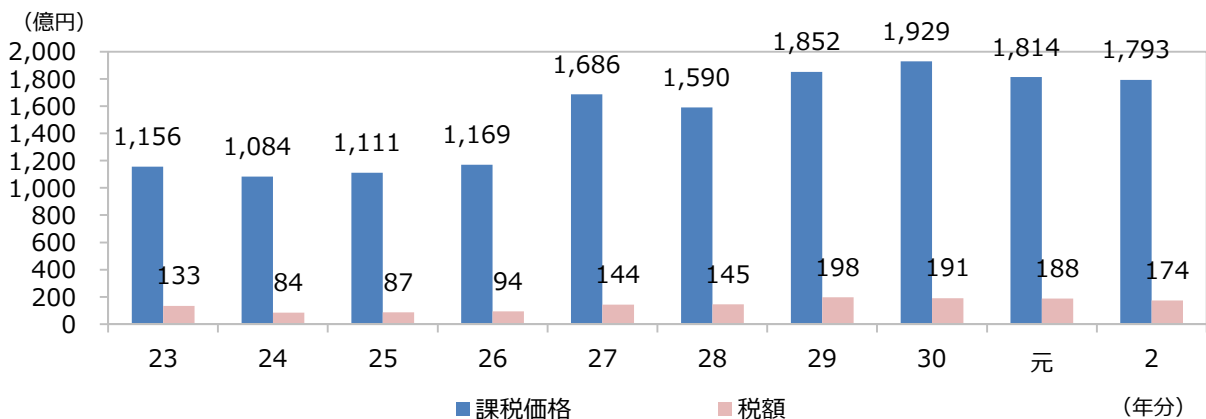
### 1 被相続人数の推移



### 2 課税割合の推移



### 3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

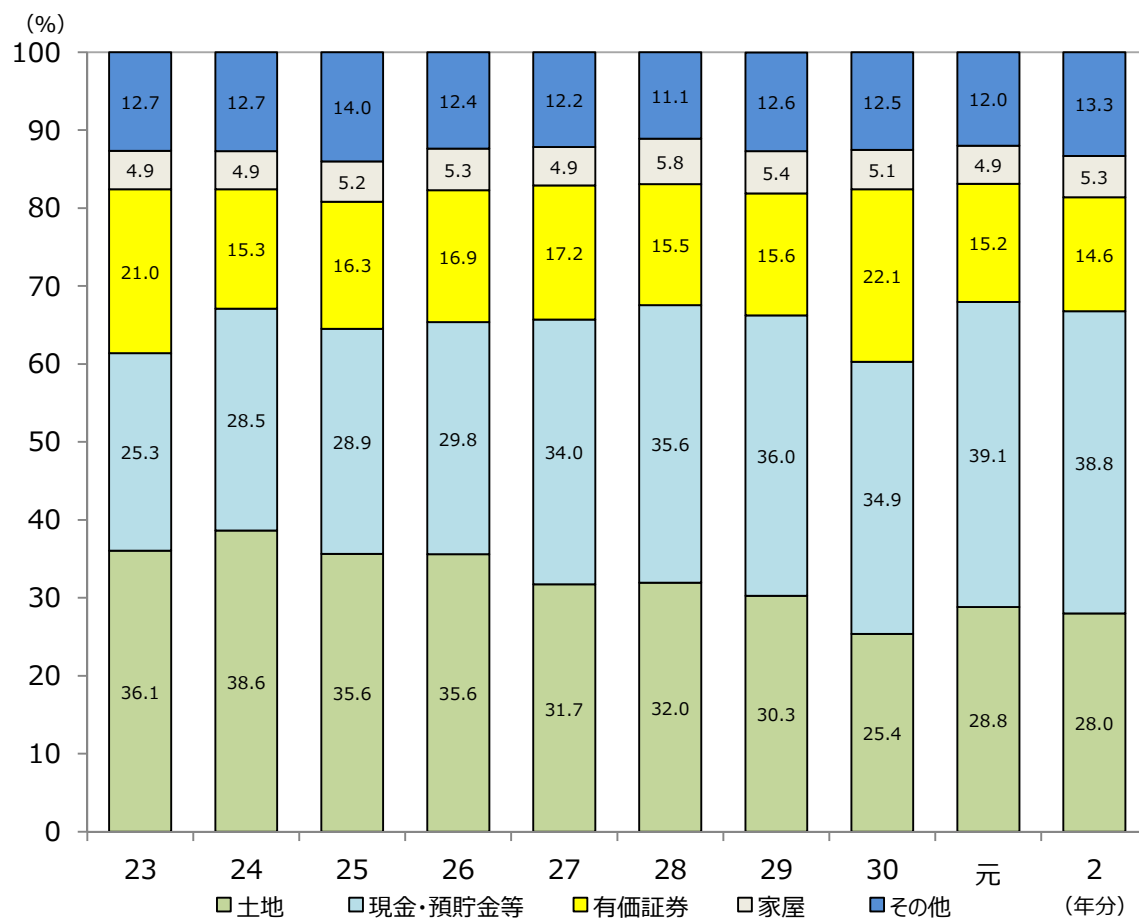
## 4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

年分	項目	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成23年		441	60	257	310	155	1,223
24		444	56	176	327	146	1,149
25		422	61	193	342	166	1,184
26		439	66	209	368	153	1,236
27		557	86	301	598	214	1,756
28		544	99	264	606	189	1,702
29		606	109	313	720	253	2,002
30		520	104	454	716	257	2,051
令和元年		543	92	286	737	226	1,884
2		528	100	276	731	251	1,886

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

## 5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

# I 令和2年分における相続税の申告事績の概要

## 【広島県】

### ○ 相続税の申告事績

項目		年分等		対前年比
		(注1) 令和元年分	(注1) 令和2年分	
①	(注2) 被相続人数(死亡者数)	人 31,237	人 30,244	% 96.8
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 607 2,637	人 外 618 2,705	% 外 101.8 102.6
③	課税割合 (②/①)	% 8.4	% 8.9	ポイント 0.5
④	相続税の納税者である相続人数	人 5,571	人 5,690	% 102.1
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 331 3,215	億円 外 337 3,181	% 外 101.8 98.9
⑥	税額	億円 387	億円 330	% 85.3
⑦	1 被 人 相 当 続 た り ⑧ 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 万円 外 5,453 12,192	万円 外 5,453 11,760	% 外 100.0 96.5
		税額 (⑥/②) 万円 1,468	万円 1,220	% 83.1

(注)1 令和元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和3年11月1日となる。

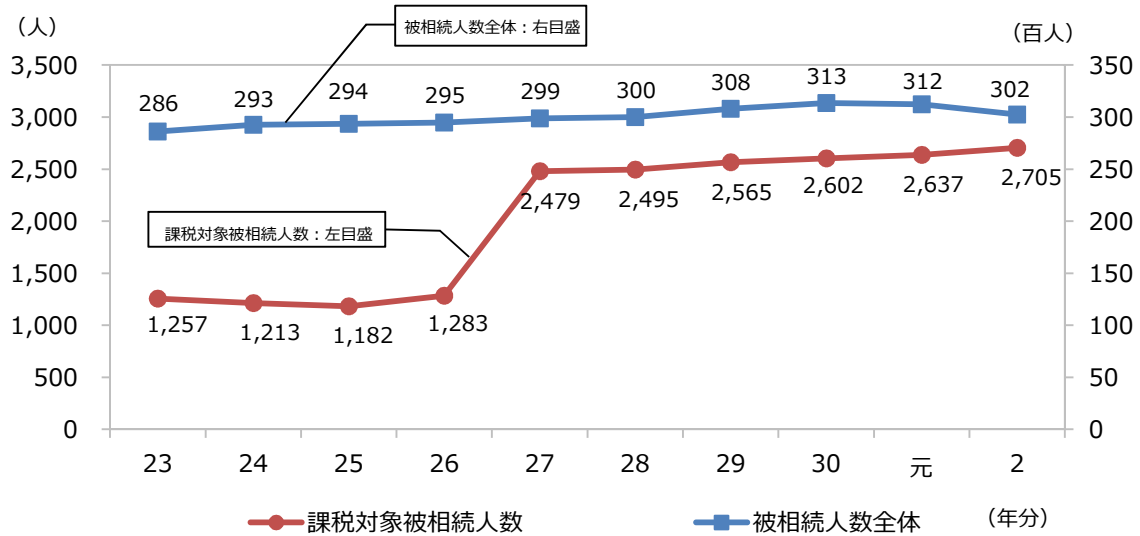
2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

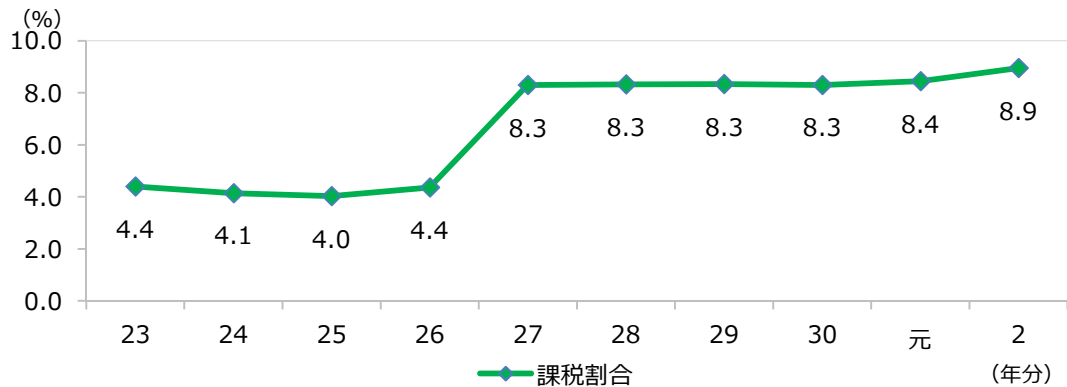
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## Ⅱ 参考計表

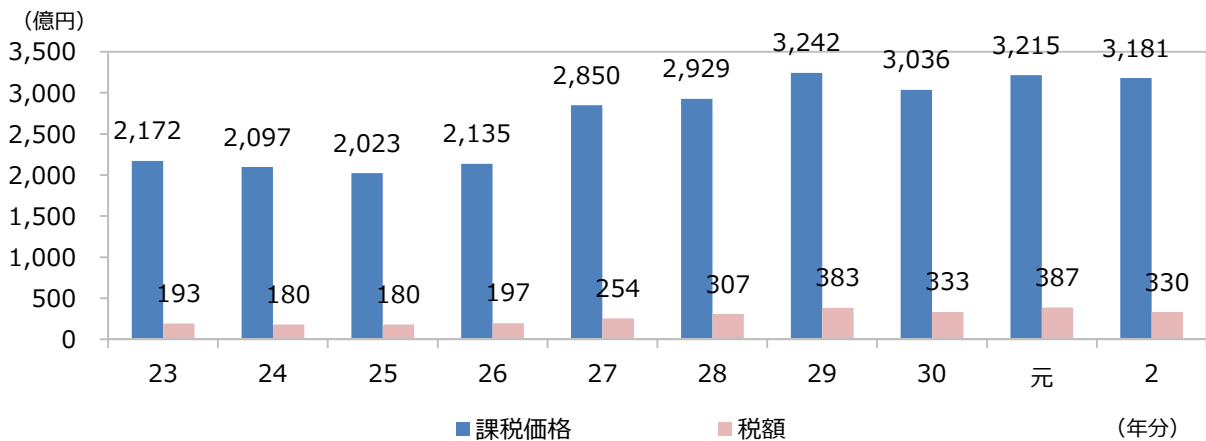
### 1 被相続人数の推移



### 2 課税割合の推移



### 3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。



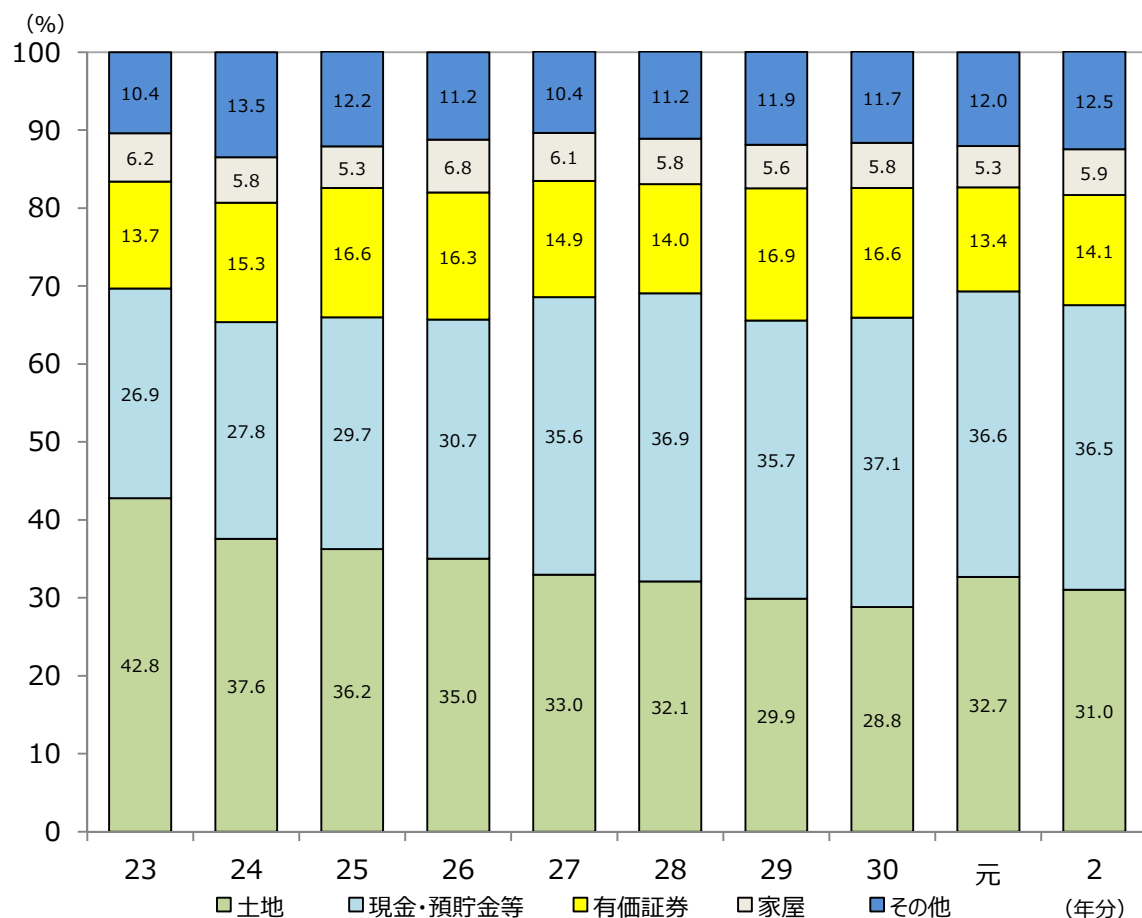
## 4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

年分	項目	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成23年		994	144	318	625	243	2,323
24		857	133	350	634	307	2,281
25		781	113	358	641	262	2,155
26		806	156	375	706	258	2,301
27		1,006	187	455	1,084	318	3,050
28		1,001	179	437	1,151	348	3,116
29		1,020	191	578	1,215	407	3,413
30		935	188	540	1,205	378	3,246
令和元年		1,116	181	456	1,250	412	3,415
2		1,056	201	480	1,242	423	3,402

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

## 5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

# I 令和2年分における相続税の申告事績の概要

## 【山口県】

### ○ 相続税の申告事績

項目		年分等		対前年比
		(注1) 令和元年分	(注1) 令和2年分	
①	(注2) 被相続人数(死亡者数)	人 19,081	人 18,477	% 96.8
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 221 1,159	人 外 212 1,215	% 外 95.9 104.8
③	課税割合 (②/①)	% 6.1	% 6.6	ポイント 0.5
④	相続税の納税者である相続人数	人 2,408	人 2,546	% 105.7
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 127 1,134	億円 外 123 1,272	% 外 96.9 112.2
⑥	税額	億円 94	億円 105	% 111.7
⑦	1 被 人 相 当 続 た り り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 万円 外 5,747 9,784	万円 外 5,802 10,469	% 外 101.0 107.0
⑧		税額 (⑥/②) 万円 811	万円 864	% 106.5

(注)1 令和元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和3年11月1日となる。

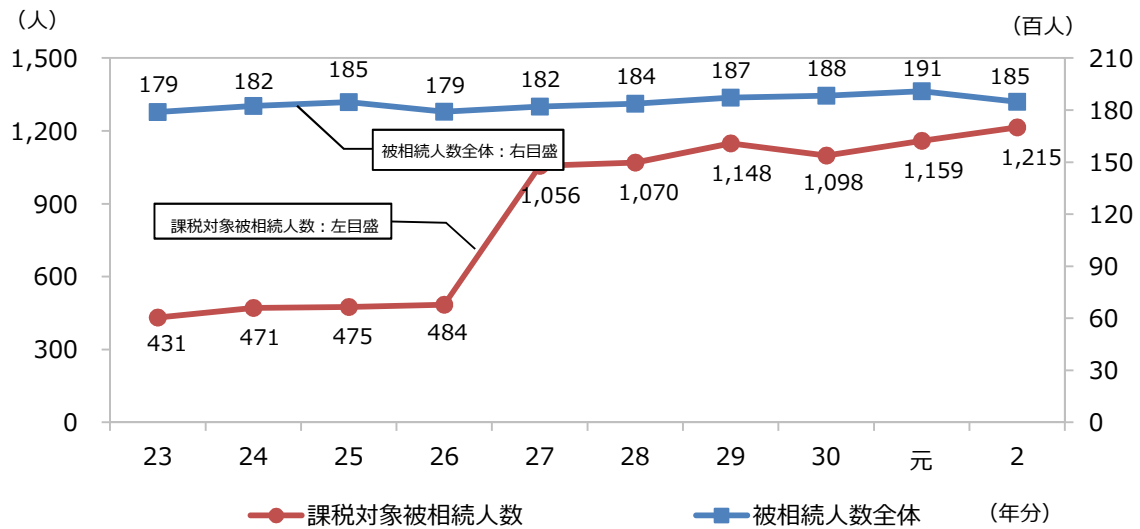
2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

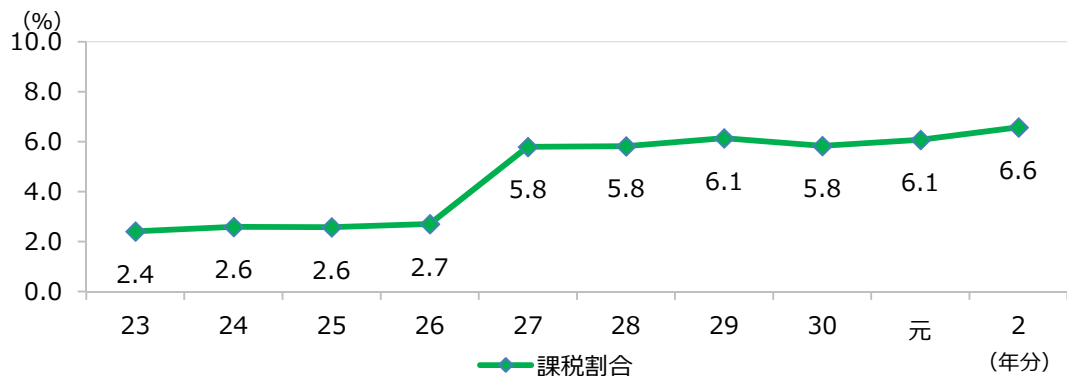
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## Ⅱ 参考計表

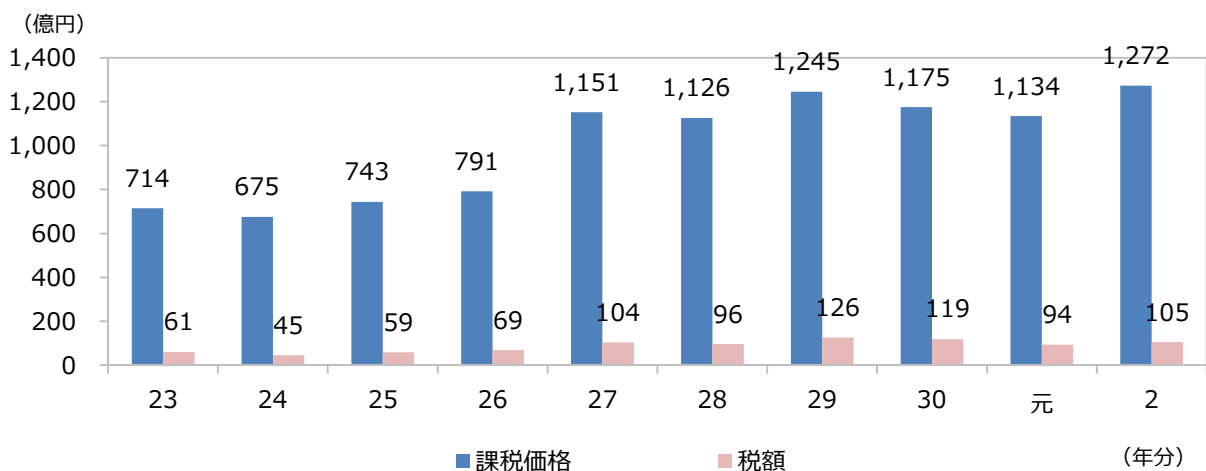
### 1 被相続人数の推移



### 2 課税割合の推移



### 3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の数値は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

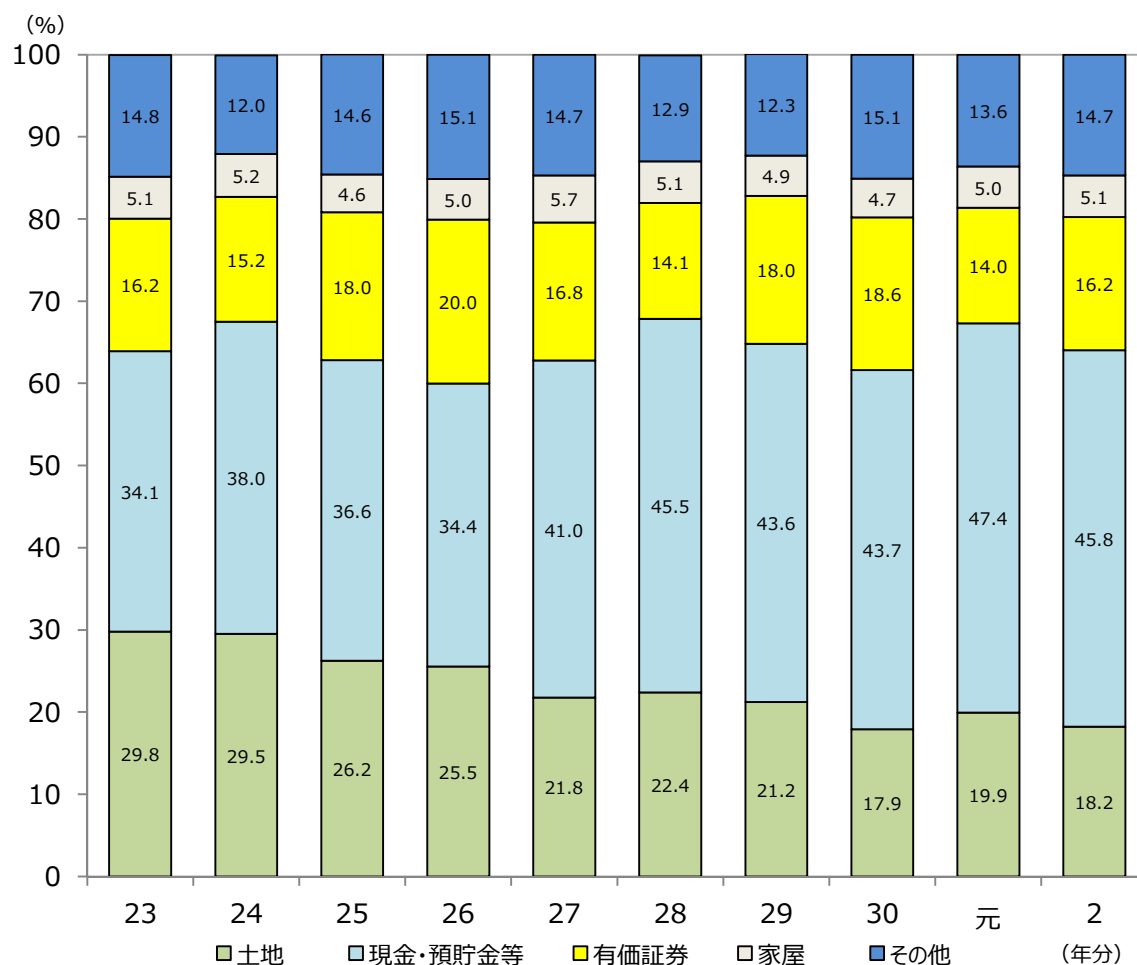
## 4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成23年	221	38	120	254	110	743
24	208	37	107	267	84	703
25	196	35	134	273	109	747
26	206	40	161	278	122	807
27	255	66	197	480	173	1,171
28	259	58	163	526	149	1,157
29	271	63	231	559	158	1,282
30	217	57	225	530	183	1,212
令和元年	233	59	164	554	159	1,169
2	238	66	212	598	192	1,306

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

## 5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。